

## 鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取支部業務運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取支部業務運営補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、長年培ってきた識見技能を地域社会へ還元する活動を行う鳥取県市町村職員年金者連盟鳥取支部(以下「年金者連盟」という。)に対し、補助金を交付し、もって地方自治の充実発展を図ることを目的とする。

### (交付対象事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業は、年金者連盟が運営する事業とする。

### (交付対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に該当する経費は、交付対象経費としない。

- (1) 交際費
- (2) 食糧費
- (3) 使用料及び賃借料
- (4) 積立金
- (5) その他総務部長が不相当と認める経費

### (交付金額の算定)

第5条 本補助金は、第4条に定める交付対象経費に4分の1を乗じた額を交付限度額とし、年金者連盟の当該年度の活動予定及び前年度の活動実績を勘案して、当該年度の予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定める方法により、毎年6月30日までに行わなければならない。

(着手届及び完了届)

第7条 規則第10条に定める着手届及び完了届は、本補助金の対象となる事業について、その提出を必要としない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、翌年6月30日までに提出しなければならない。この場合において、同条第3号に定める補助事業等の経過又は成果を証する書類、写真等は、その提出を必要としない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年度に交付する補助金から適用する。